

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【届出に関する手続き】

問1 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発 0305 第6号令和6年3月5日）」の第2の4（3）イについて、「新規届出の場合」とは、当該保険医療機関の新規開設又は当該手術等を実施する診療科を新規開設する場合のほか、当該保険医療機関が当該届出を初めて行う場合も該当するか。

（答）そのとおり。

【協力対象施設入所者入院加算】

問2 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.16）（令和7年9月5日事務連絡）」において、「同項第3号に規定する『入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること』の要件については、必ずしも当該介護老人保健施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する必要はなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよい。」との解釈が示されたが、「A253」協力対象施設入所者入院加算を算定するためには、上記に加え、当該保険医療機関において、緊急時に介護保険施設等に入所する患者が入院できる病床を常に確保し、やむを得ない事情により当該保険医療機関に入院させることが困難な場合は、当該保険医療機関が当該患者に入院可能な保険医療機関を紹介する必要があるか。

（答）そのとおり。基本診療料の施設基準通知第26の11に規定する「当該保険医療機関において、緊急時に介護保険施設等に入所する患者が入院できる病床を常に確保していること。ただし、当該保険医療機関が確保している病床を超える複数の患者の緊急の入院が必要な場合等、やむを得ない事情により当該保険医療機関に入院させることが困難な場合は、当該保険医療機関が当該患者に入院可能な保険医療機関を紹介すること。」を満たす必要がある。

【入院栄養食事指導料】

問3 高血圧症の患者に対する減塩食（塩分の総量が6g未満のものに限る。）は、「B001」の「9」外来栄養食事指導料と同様に、「B001」の「10」入院栄養食事指導料の算定対象となる特別食に含まれるか。

(答) 入院栄養食事指導料の特別食は、外来栄養食事指導料における留意事項の例によるとされているため、高血圧症の患者に対する減塩食（塩分の総量が 6 g 未満のものに限る。）は含まれる。なお、入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）の特別食加算の対象にはならないことに留意すること。

【一般不妊治療管理料】

問 4 「B 0 0 1」の「32」一般不妊治療管理料、「B 0 0 1」の「33」生殖補助医療管理料、及び「K 8 3 8－2」精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 現時点では、令和 7 年 9 月 9 日にこども家庭庁成育局母子保健課より发出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その 9）」（令和 6 年 6 月 20 日事務連絡）別添 2 の問 1 は廃止する。

(参考)

[【事務連絡】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について](#)

【プログラム医療機器等指導管理料】

問 5 「B 0 0 5－14」プログラム医療機器等指導管理料について、算定留意事項通知の（2）において、「アルコール依存症に係る適切な研修の修了証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること」とされているが、写しを掲示することでもよいのか。

(答) 差し支えない。

問 6 「B 0 0 5－14」プログラム医療機器等指導管理料について、算定留意事項通知の（2）の要件にある「アルコール依存症に係る適切な研修」とは具体的にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、以下の研修が該当する。

- ① 一般社団法人日本アルコール・アディクション医学会及び一般社団法人日本肝臓学会が主催する「アルコール依存症の診断と治療に関する e-ラーニング研修」
- ② 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが主催する「アルコール依存症臨床医等研修」